

社説

水俣病患者の新たな認定

熊本・鹿屋臨海公害被害者認定審査会が、さる二百の審査会で審査した申請患者二十三人の認定結果に対し、因果知事などのよ

ろな判断を下すか注目されていたが、沢田知事は本県関係の二十二人に対し、十六人を水俣病患者と認定する旨、きのう発表を行なった。残り四人は保留ないし棄却という内容となつてゐる。有機水銀の影響についての委員の判断には、かなりのバラつきがあり、最終的には知事の裁量に任せられていたものである。こうして十六人には行政的救済の道が開かれることになったが、あとの四人は問題を今後に残すことになった。水俣病関係者にとつては、全員の認定こそ望ましかったであらう。だが、行政的判断が医学的判断を全く無視することは許されないわけである。右のような結果も、現段階では一歩前進として評価すべきでないかと思われる。

今度の認定の対象になったのは、昨年六月審査会で認定を否認され、これを不服として国に再審査を請求、今回の新たな認定方針が出るきっかけを作った川本輝夫さんら九人

と、認定保留の五人、それに昨年四月からと三月までに認定を申請し、一次検診を終えた九人である。いずれも長い開病歴に苦しみ、認定を待ちわびていた人々である。

今回の審査を機に、医学的判断と行政的判断が分離されたのは、水俣病患者救済にとつて画期的なことであつた。審査会は従来通りならば、答申はそのまま認定につながつており、しかも答申内容は厳密な医学的判断に基づくものだけに、患者救済の道はきわめて狭かつたのである。川本さんらの再審査請求を受けて環境庁は、「疑わしき者は救済される」との裁決を下した。この裁決を不満として、審査会の一部委員が辞意を表明するといふ一件もあつたが、その後事順も收拾され、再開された審査会では、答申方法が改められたのは周知のことである。

生かされた環境庁裁決

審査会の審査内容は公表されていない。全を縫つて県公審課が明らかにしたところによると、患者二十三人に対する延べ判定は「有機水銀の影響が認められる」六十五、

「否定できない」七十二、「認められない」十八、「判断できない」四十九になつたといわれる。審査会はこの判定に加え、各委員の意見を併記して答申に及んだものである。これに対する沢田知事の行政的判断は、十六人認定という結果となつた。また川本さんら再審査請求も全員認定された。知事の認定は、少しでも疑わしいとみられるものは、すべてその対象として取り上げられたといふ。環境庁裁決の趣旨が、スムーズに行行政的救済に生かされたことを喜びたい。これと同時に、認定に漏れた四人に対しても、何らかの救済の道が今後開かれることを望む。

さて申請患者に対し、公害補償認定という行政的救済は、今度の知事の措置で道が開かれた。だが被害者の補償という問題はこれからである。水俣病の認定に対し、チツソ側が今後どのような態度に出るのか、現段階では未定である。従来は重症、中症患者だけが認定を受けていたため、認定はそのまま補償になつてゐた。だが今度の認定経過にもみられるように、今後「疑わしい」あるいは「有機水銀の影響が否定できない」患者も、認定の対象になることが予想される。

チツソの補償をめぐって、水俣病患者は補償を受ける一任派と、これに反対し裁判で決着をつけよという訴訟派に分かれてゐる。一任派はすでに補償金を受けているが、訴訟派の方の判決の見通しは立っていない。そこで今度の認定は公害被害者救済法による認定で、民事責任は別となつてゐる。チツソは認定の内容をみたらうで、態度を決めたいと言つており、態度は微妙である。補償がもしなされない場合、残る道は訴訟ということになるが、弱い立場の患者にとつては、きわめてつらく、かつきびしいことであらう。

患者の経済的救済を

水俣病患者の認定と前後して、潜在患者いわゆる「隠れ水俣病」の発掘が、いま不知火海沿岸で始められている。まず手始めがアンケート調査で、次いで疑わしいものについて医師の検診がなされる。今後調査が進むにつれて、公害認定の申請を余儀なくされるものが出てくるかもしれない。いま申請中の患者は、百四十人を下らない。今後の成り行き次第では、認定の対象が、ますます広がつてくるのは予測されることである。

水俣病の規模も深刻さは、公害病のうちでも、一番深刻といわれる。われわれは右のよ

うな状況の中、水俣病の恐ろしさを改めて痛感する。これとともに、チツソ側もこのさい真剣に反省をしてほしいと思ふ。経済成長に公害は必要悪として付きものであり、操業すれば腐液の夕し流しもやむを得ない、という考えは、今日の社会では許されなくなつてゐるのである。新潟水俣病判決で富崎裁判長は「企業の生産活動は、一般住民の生活環境保全との調和においてのみ許されるべきであり、住民の基本的な権利ともいふべき生命、健康を犠牲にしてまで、企業の利益を保護しなければならぬ理由はない」と述べた。まさに味わらうべきことではないか。

われわれは現在チツソが、水俣病を再び起こさないよう、あらゆる公害防除設備を施していることを知つてゐる。被害者に対する謝罪の表明も、これまで幾たびかなされた。しかしまた夕ネは知り取らねばなるまい。自らの工場に腐液が、水俣病発病につながつてゐるとするならば、チツソとしては患者の苦悩に同情を寄せ、なんらかの形で救済に力を尽くす姿勢を示すことが、企業モラルとして望まれるのではないだろうか。われわれはそのモラルこそ、企業のイメージアップにつながることを、同じく疑わしいものである。